

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年 6月29日 |
| 【会社名】 | 三ツ星ベルト株式会社 |
| 【英訳名】 | Mitsuboshi Belting Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 垣 内 一 |
| 【本店の所在の場所】 | 神戸市長田区浜添通 4丁目 1番21号 |
| 【電話番号】 | (078)671-5071 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員財務部長 増 田 健 吉 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋 2丁目 3番 4号 当社東京本社 |
| 【電話番号】 | (03)5202-2500 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 東京本社 東京総務統括部長 松 井 優 |
| 【縦覧に供する場所】 | 三ツ星ベルト株式会社東京本社 (東京都中央区日本橋 2丁目 3番 4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) |

1【提出理由】

当社第100回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金12円（普通配当10円、特別配当2円）

第2号議案 定款一部変更の件

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役と責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、西河紀男、喜田 宏、垣内 一、山口良雄、中嶋正仁、小田芳裕、片山 孝、宇佐美貴史及び宮尾龍蔵の9氏を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、奥島吉雄、橋本正幸及び大久保裕晴の3氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、加藤一郎氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 50,743 | 105 | 11 | (注)1 | 可決 95.62 |
| 第2号議案 | 50,775 | 73 | 11 | (注)2 | 可決 95.68 |
| 第3号議案 | | | | (注)3 | |
| 西河紀男 | 50,603 | 244 | 11 | | 可決 95.36 |
| 喜田 宏 | 50,570 | 277 | 11 | | 可決 95.30 |
| 垣内 一 | 50,655 | 192 | 11 | | 可決 95.46 |
| 山口良雄 | 50,639 | 208 | 11 | | 可決 95.43 |
| 中嶋正仁 | 50,639 | 208 | 11 | | 可決 95.43 |
| 小田芳裕 | 50,651 | 196 | 11 | | 可決 95.45 |
| 片山 孝 | 50,639 | 208 | 11 | | 可決 95.43 |
| 宇佐美貴史 | 49,974 | 873 | 11 | | 可決 94.18 |
| 宮尾龍蔵 | 50,627 | 220 | 11 | | 可決 95.41 |
| 第4号議案 | | | | (注)3 | |
| 奥島吉雄 | 48,736 | 2,112 | 11 | | 可決 91.84 |
| 橋本正幸 | 45,218 | 5,630 | 11 | | 可決 85.21 |
| 大久保裕晴 | 50,769 | 79 | 11 | | 可決 95.67 |
| 第5号議案 | | | | (注)3 | |
| 加藤一郎 | 50,736 | 112 | 11 | | 可決 95.61 |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上